

議案第17号資料

◇上尾市立小・中学校職員服務規程（昭和32年上尾市教育委員会規則第4号） 新旧対照表

改正前 (<u> </u> 改正部分)	改正後 (<u>太字</u> 改正部分)
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「職員」とは、上尾市立小・中学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（非常勤の者を含む。）、栄養主査、栄養主任、栄養技師、事務主幹、事務主査、事務主任及び事務主事をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>2条 この規程において「職員」とは、上尾市立小・中学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（非常勤の者を含む。）、栄養主査、栄養主任、栄養技師、事務主幹、事務主査、事務主任、<u>事務主事、主任専門員及び専門員</u>をいう。</p>